

入学料/授業料の免除及び徴収猶予に係る証明書類について（共通）

I. 家族構成等に関する証明書類（全員提出）

提出する証明書類		該当者	作成者/ 証明者等
生計を一にする者全員分の日本の住民票 (申請日前3ヶ月以内発行のもの)		全員(同居・別居を問わず生計を一にする者全員分)	市区町村等
現住所が確認できるもの (公共料金領収書(写)や賃貸契約書(写)等)		申請者本人が住民票を移さずに自宅外通学をしている者	
家庭事情申立書(様式4)	2点とも 必要	兄弟姉妹等で、住民票の記載事項と事実が異なる者 (例:住民票を移さずに別居別生計をしている兄がいる)	各申立者
現住所を確認できるもの (例の場合だと兄の公共料金領収書(写)や賃貸契約書(写)等)			

II. 収入・所得に関する証明書類

該当者		提出する証明書類	備考	作成者/ 証明者等	
全員	全員	前年分の所得証明書 /課税証明書/非課税証明書	就学者以外の世帯 全員分	市区町村長	
	全員	手当等受給申立書(様式3)		家計支持者・独立生計者	
所得者	住民票記載者全員の住民税所得割の税額が0円である世帯	非課税証明書又は課税証明書	住民税の所得割の税額が確認できること(就学者を含む世帯全員分)	市区町村長	
	給与所得者(パート含む)	前年分の源泉徴収票(写)※1		勤務先	
	給与以外所得者 (自営業、農林水産業、不動産、利子・配当、内職、自由業、保険外交等)	前年分の確定申告書(控)(写) (第一表、第二表の両方)	受付日が確認できるものであること。※5	税務署	
	-農業所得者等で確定申告をしていない者	前年の住民税申告書(控)(写)		市区町村等	
	-前年1月以降の就職・転職者、業績悪化等により、今年大幅な減給が見込まれる者	給与見込み証明書(様式6)	今年の所得見込みが確認できるもの	勤務先	
	各種年金受給者 (老齢厚生年金、遺族年金、各種恩給等)	最新の年金支払通知書(写)	いずれかひとつ		社会保険庁 市区町村等
		最新の年金支払改定通知書(写)			
		公的年金の源泉徴収票(写)			
	各種手当受給者 (児童手当、傷病者手当等)	最新の手当支給通知書(写)			市区町村等 本人
手当等受給申告書(様式3)					
親族等からの被援助者	家庭事情申立書(様式4)	借入金は含まない		被援助者、 本人等	
1年/半年以内に保険金所得があった者 ※3	保険金支払い調書(写)			保険会社等	

	1年/半年以内に臨時所得(譲渡所得、山林所得等)があった者※3	収入金額、必要経費等が証明できる書類			
	退職した時期が1年/半年以内の者※3※4	退(離)職証明書(様式8) 又は、退職所得の源泉徴収票(写)	退職金の有無について確認します。	退職先	
無職者※2	今後、就職予定がある者	給与見込証明書(様式6)		勤務予定先	
	現在、雇用保険を受給している者	雇用保険受給資格証(写)		職業安定所	
	就職予定が無く、現在、雇用保険も受給していない者	家計支持者	無職証明書(様式9)		民生委員
		家計支持者以外の者	家庭事情申立書(様式4)		無職者本人
	退職した時期が1年/半年以内の者※3※4	退(離)職証明書(様式8) 又は、退職所得の源泉徴収票(写)	退職金の有無について確認します。 就職予定がある者も現在雇用保険を受給している者も該当すれば提出すること。	退職先	

※1 前年1月以降の就職・転職者、業績悪化などによる大幅な減給が見込まれる者は今年分の給与見込み証明書(様式6)を合わせて提出してください

※2 無職者には年金受給者、障害者、長期療養者は含みません

※3 新入生は1年以内(4月入学生は前年4月以降、10月新入生は前年10月以降)
在學生は6か月以内(前期免除申請時には前年10月以降、後期免除申請時は今年4月以降)

※4 就職予定がある方、現在雇用保険を受給している方も該当すれば提出してください

※5 書面により提出する場合、令和7年1月以降、申告書等の控えに收受日付印の押なつが行われなため、申告書等を收受した「日付」や「税務署名」が記載された「リーフレット」または、e-Taxソフト(WEB版)にログインすることで、PDFファイルを取得できる「申告書等情報取得サービス」にて、受付日付が確認できる書類を入手し、合わせて提出してください。

参考) 国税庁HP 申告等の情報の取得について <https://www.nta.go.jp/about/disclosure/kojinjoho/shinkoku.htm>

III. 在学に関する証明書類

兄弟姉妹等や配偶者が在学者である場合、在学者は「就学者」と「各種学校の在学者」に区分され、それぞれ証明書類が異なります。

☆「就学者」と「各種学校等の在学者」との区分

就学者……………	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校(高専)、大学(大学院、専攻科、短期大学を含む)、専修学校(高等課程、専門課程)等
各種学校等の在学者……………	各種学校(予備校等)、大学の研究生・聴講生・科目等履修生、専門学校(一般課程)、インターナショナルスクール、幼稚園、保育園等

提出する証明書類	該当者	備考	作成者/証明者等
在学状況等証明書(様式7)	兄弟姉妹等の就学者がいる者 ※小学生・中学生は除く	進学等により状況が変わる場合、後日新たに提出すること。	在学先
配偶者用在学状況等証明書(様式13)	申請者が独立生計者で、配偶者が就学者の者		在学先

IV. 特別事情に関する証明書類

該当事項		提出する証明書類	備考	作成者/ 証明者等
母子・ 父子 世帯	生別	① 戸籍謄本(申請日前3ヶ月以内発行のもの)又は、離別日時が確認できる証明書類	2点とも必要	市区町村等 裁判所等 本人等
		② 養育費等の援助の有無が確認できる証明書類(例; 調停調書(写)) 又は家庭事情申立書(様式4)		
	死別	戸籍謄本(申請日前3ヶ月以内発行のもの) 又は、離別日時が確認できる証明書類		市区町村等
		保険金収入の有無が確認できる証明書類 又は、家庭事情申立書(様式4)	1年/半年以内に死別 の場合※2	保険会社等/ 本人
障害者等がいる世帯		障害者手帳(写)等		都道府県等
介護保険の要介護度3~5 の者がある世帯		介護保険の要介護認定結果通知書(写)		市区町村等
生活保護受給世帯		生活保護受給証明書	受給金額・期間が記載 されていること。	社会保険事務所
6ヶ月以上の治療を要する 長期療養者がいる世帯 ※介護保険の介護サービス 利用者も含む	長期療養証明書(様式10)		介護サービス利用者	医師、診療所 等
	介護サービス証明書(様式12)			
	要介護認定結果通知書等			
主たる家計支持者が単身赴 任等により家族と別居して いる世帯		別居のため特別に支出している住居費・光熱 水費の支払いを証明する書類 (アパート賃貸契約書(写)、公共料金領収書 (写)等)		
火災・風水害等の被災世帯 ※1	罹災(被災)証明書		2点とも必要	市区町村等 税務署等
	前年分の確定申告書(控)(写)			

※1 雑損控除額について確認する。

なお、本年の被災等のため確定申告書(控)が無い場合は事前に窓口に相談すること

※2 新入生は1年以内(4月入学生は前年4月以降、10月新入生は前年10月以降)

在学生は6か月以内(前期免除申請時には前年10月以降、後期免除申請時は今年4月以降)

V. 本人に関する証明書類

該当事項	提出する証明書類	備考	作成者/ 証明者等
申請者全員	奨学金受給等申告書(様式2)		申請者本人
本学入学前に日本国内の大学・大学院に所属 した者	所属していた大学・大学院の成績証明書	大学院の新 入生のみ	入学の前に所属 していた大学・大 学院
アルバイトをしている申請者	前年分の源泉徴収票(写)	いずれか	アルバイト先
	アルバイト証明書(様式5) (今年の給与見込みについて記入)		
独立生計者 ※1	生活状況調査書(様式11)		指導教員等

※1 独立生計者の認定は次項「VI. 独立生計者の認定書類」を参照すること

VI. 独立生計者の認定書類

結婚等により父母等から別居独立し、申請者本人（あるいは配偶者）自ら家計支持者となって生計を営む申請者を、以下の4条件すべてに該当することをもって独立生計者とみなします。

ただし、留学生はこの限りではなく、在日する家族等の扶養下にはない者は独立生計者とみなします。

独立生計者の認定4条件	提出する証明書類	作成者/証明者等
父母等と別居している	本人(含配偶者)の住民票 (申請日前3ヶ月以内発行のもの)	市区町村等
所得税法上、 父母等からの扶養外にある	父母等の前年の源泉徴収票(写)又は確定申告書(控)(写) ※本人が配偶者等を扶養している場合は本人の源泉徴収票 又は確定申告書	勤務先
健康保険証上、 父母等からの扶養外にある	本人(含配偶者)の健康保険証(写)又は 医療保険の資格情報(マイナポータルから印刷) ※被保険者等記号・番号等は塗りつぶすこと	市区町村等
所得証明書が発行される程度に 前年の所得がある	(前年分の所得を証明するもの) 本人(含配偶者)の所得証明書及び課税証明書又は 非課税証明書(今年から独立生計者になった者は独立生計者 となる前の世帯全員分の前年分の課税又は非課税証明書)	市区町村等

VII. 留学生に関する証明書類

在日する家族の扶養下にある留学生は以下の他に該当書類の提出が必要です。

該当する留学生の申請者	提出する証明書類	証明者等
全員	住民票(申請日前3ヶ月以内発行のもの) ※日本の市区町村等が発行した、国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了日が記載されているものに限る。	市区町村等
	在留カードの写(両面)	
	生活状況調書(様式11)	指導教官等
	健康保険証(写)又は 医療保険の資格情報(マイナポータルから印刷) ※被保険者等記号・番号等は塗りつぶすこと	市区町村等
本学入学前に日本国内の大学に所属した者	所属していた大学の成績証明書	入学前に所属していた大学
配偶者が日本におり、その配偶者が 大学等に就学している者	配偶者用在学状況等証明書(様式13)	在学先
配偶者が日本におり、 その配偶者が前年度に所得がある者	前年分の源泉徴収票(写)又は確定申告書(控)(写)	勤務先
	所得証明書(前年分の所得を証明するもの)	市区町村等
配偶者が日本におり、その配偶者は 前年度に所得がない者	所得証明書(前年分の所得がないことを証明するもの)	市区町村等
	非課税証明(前年分の所得がないことを証明するもの)	
アルバイトをしている者	いずれか アルバイト証明書(様式5) (今年の給与見込みについて記入)	アルバイト先
	前年分の源泉徴収票(写)	

給与所得者（アルバイトを除く）	前年分の所得証明書	市区町村等
	前年分の源泉徴収票(写)	勤務先
親・親戚等からの仕送り援助等がある者	家庭事情申立書(様式4) ※援助者の氏名及び家族との関係、援助金額・ 援助期間・援助理由等を明記すること	申請者本人
	預金通帳（写） 銀行振込による援助を受けている場合に提出すること	
在日する家族に収入のある者	その家族の者について、証明書類についてⅠ～Ⅳに該当する書類全て	

☆提出する証明書類についての注意事項

- ・ここに書かれた書類以外の書類も、必要により提出を要求する場合があります。
- ・市区町村等発行の書類は日本の市区町村等発行のものとしします。
- ・前年分の〇〇、今年の〇〇とある書類は、免除申請をする年を基準にしてください。
(例：令和7年前期の申請の場合、前年＝令和6年、今年＝令和7年)
- ・(写)の提出があっても、確認のため原本の提出を求める場合があります。
- ・提出する書類は全て、A4又はA3で統一してください。
※これより小さい書類等はA4の台紙に添付する等により、大きさを揃え提出してください。
- ・提出された書類は返還いたしません。
- ・この免除申請は、当期限りです。次期申請を予定される方は、改めて申請書類をご用意ください。
- ・申請後に家計が急変した場合は、各担当窓口にご相談ください。